

英国企業倒産法の概要および実務

ロンドン・センター

本レポートは、2004年11月18日にジェトロ・ロンドンが主催した法務・労務セミナーにおいて、クリフォード・チャンス法律事務所が、英国企業倒産法について講演した内容を取りまとめたものである。倒産時における主要な手続きの概略を説明し、債権者との間の資産処理や、取締役のリスクなど、倒産手続で注意が必要なポイントをまとめた。

目 次

1 . はじめに	2
2 . 倒産を判断する基準	2
3 . アドミニストレーション(Administration)	3
4 . リキデーション(Liquidation)	4
5 . アドミニストラティブ・レシーバーシップ(Administrative Receivership)	7
6 . 会社による任意のアレンジメント(Company Voluntary Arrangements)	8
7 . 和議(Schemes of Arrangement)	8
8 . 優先する取引	8
9 . 取締役の個人的責任	10
10 . 優先権	11

1．はじめに

本レポートでは、英国における企業倒産の主要な手続を説明する。企業倒産に関連する法律の多くは、「2002 年企業法(the Enterprise Act 2002)」により改正された「1986 年倒産法(the Insolvency Act 1986)」および「1986 年倒産規則(the Insolvency Rules 1986)」で定められている。また、事業の中心が英国の裁判所の管轄内であるか、事業所がイングランドおよびウェールズにある企業には、「倒産手続に関する欧州規則 (Council Regulation 1346/2000)」も適用される点に注目する必要がある。

2．倒産を判断する基準

倒産に関する制定法上の定義は存在しないが、支払不能(insolvency)という用語は、「1986 年倒産法」の中で、様々な種類の手続を示す言葉として用いられている。概略的に言えば、倒産を判断する基準は、「1986 年倒産法」における会社の債務支払不能に関する定義に基づいている。

特に以下のいずれかの場合に、会社は債務支払不能であると判断される。

- ・ 会社に対して弁済期にある 750 ポンド以上の債権を有する債権者が、当該債務を支払うよう会社に対して書面で要求（制定法上の要求 “statutory demand”）し、その後、会社が 3 週間支払いを怠る、あるいは、債権者が合理的に満足するような保証や和議を行うことを怠る場合。
- ・ 会社が債務を支払うことができないと裁判所が判断した場合（不確定もしくは予想される負債を考慮に入れて、会社の資産が負債を下回っているということが証明された場合に、会社は負債を支払えないと判断される）。
- ・ 会社が倒産状態にあるという、他の証拠が存在する場合。

2003 年 9 月に「2002 年企業法」が導入されて以来、企業倒産に関する英国における主要な手続は、アドミニストレーション(administration)、リキデーション(liquidation)、アドミニストラティブ・レシーバーシップ (administrative receivership)の 3 種類である。さらに、支払不能状態にある会社の再編において、任意のアレンジメントや和議も一般に行われつつあるため、これらの手続についても簡単に説明する。

3．アドミニストレーション(Administration)

アドミニストレーションとは、支払不能状態にある、あるいは、そのような状態になる可能性のある会社を救済する手続である。会社は、裁判所にアドミニストレーション命令(an administration order)を申請することでアドミニストレーションの手続きを開始できるが、裁判所の手続を経ずに通知のみで手続を開始することもできる。

3.1 アドミニストレーター(administrator)の役割

アドミニストレーションの最も重要な目的は、会社を継続企業として救済することである。もし継続企業としての救済が合理的に実施不可能な場合、アドミニストレーターは、会社が解散された場合よりも良い結果が得られるような救済措置を遂行することができる。そのような救済措置も合理的に実施不可能な場合、アドミニストレーターは、担保権保有者(1人以上)あるいは優先債権者に対して、会社の資産を現金化して分配することができる。アドミニストレーターは、裁判所の手続を経ずに指名された場合でも、裁判所の職員と見なされる。また、特定の債権者により指名された場合でも、債権者全体の最善の利益のために行動する義務を負う。アドミニストレーションは、アドミニストラティブ・レシーバーシップ(5章参照)とは異なり、集団的な倒産手続である。

3.2 資格のある有担保債権者がアドミニストレーター - を選択する権利

資格のある浮動担保(floating charge)保有者は、裁判所への申請手続に介入することにより、アドミニストレーターを指名する権限を有する。また、一定の状況において、アドミニストラティブ・レシーバー(5.1 参照)を指名することにより、アドミニストレーターの指名を妨害することができる。

3.3 モラトリアム(moratorium)

アドミニストレーションにより、アドミニストレーターの同意あるいは裁判所の許可なしには、倒産手続やその他の法律上の手続(担保の実行など)をとることができないモラトリアム(活動停止期間)が発生する。

モラトリアムの目的は、アドミニストレーターに、会社を救済する方策を考案するための、また、会社の救済が不可能な場合には会社の資産の組織的な現金化のための、十分な時間を与えることである。

3.4 アドミニストレーターの権限

アドミニストレーターは、業務運営や資産管理に必要なすべての活動や、債権者への資産分配¹など、多岐に渡る権限を与えられている。

3.5 固定担保(fixed charge)付資産

アドミニストレーターが処分しようとする資産に固定担保がついている場合、あるいは分割払い購入契約(a hire purchase agreement)により会社が保有する資産を処分する場合には、アドミニストレーターは、まず有担保債権者の同意か裁判所の許可²を取得する必要がある。

固定担保付資産あるいは分割払い購入契約の対象となっている資産の売却を許可する条件として、裁判所は、売却による収益がまず有担保債権者に分配されることを命令する。アドミニストレーターは、資産を市場価格で売却しなければならず、それができない場合には、不足額を有担保債権者に対して補償する義務を負う。

3.6 浮動担保(floating charge)付資産

処分対象が浮動担保の場合、アドミニストレーターは、有担保債権者の同意や裁判所の許可なしに処分することができる。浮動担保債権者の権利は、担保付資産の売却による収益に対して行われることになるが、(1)アドミニストレーションによる債務、(2)アドミニストレーターの費用、(3)優先権を有する債権者への分配、よりも優先順位は低い。

アドミニストレーション実施期間中、ビジネスを継続させるための資金供給のために、浮動担保を使用する権限をアドミニストレーターが有することが重要なポイントである。

4 . リキデーション(Liquidation)

リキデーションには、以下の2種類がある。

- (a) 裁判所の命令によるリキデーション(強制解散“compulsory winding-up”と呼ばれることもある)
- (b) 任意のリキデーション(voluntary winding-up)

¹無担保債権者に資産が分配される場合には、裁判所の許可が必要となる

²資産の処分によりアドミニストレーションが正当に促進される可能性が高いと判断される場合、裁判所は許可を与える。

4.1 裁判所の命令によるリキデーション

裁判所の命令によるリキデーションは、債権者、会社、会社の取締役あるいは株主の請求に対する裁判所の命令により開始される。

4.2 裁判所の命令が下される根拠

会社が裁判所のリキデーション命令を受ける状況は多岐にわたるが、リキデーションの請求の中で最も一般的な条件は次の2つである。

- (a) 会社が支払不能状態にある
- (b) 裁判所が、会社の解散が公正かつ公平(just and equitable)であると判断する

4.3 暫定的なリキデーション

リキデーションの請求が提出された後、会社の資産が危険にさらされている場合や、会社の経営層が会社の資産を着服・浪費している疑いがある場合、裁判所は、会社の資産を保護するために、暫定的なリキデーターを指名することができる。

4.4 リキデーターの義務と権限

裁判所の命令によるリキデーションにおけるリキデーターは、裁判所の職員であり、常に裁判所の管理下にある。リキデーターは、リキデーションの遂行に関して債権者全体に対する責任を負い、その責任はリキデーターの任を解かれるまで継続する。リキデーターの役割は、(1)会社の資産の回収、(2)現金化、(3)債権者への分配、(4)権利保有者への余剰金分配である。リキデーターは非常に多くの権限を有し、資産の売却のほか、債権請求に対する合意や和解なども行える。

モラトリアム期間中、リキデーション手続中の会社は、債権請求を免除される³。すべての資産が現金化され、請求内容が評価された後、リキデーターにより収益が分配される。

4.5 放棄(disclaimer)の権限

リキデーターは、その一般的な権限に加えて、(a)利益のない契約、(b)売却困難な資産、(c)金銭の支払や負担の大きい義務を伴う資産など、問題のある資産を放棄する特別の権限を有する。これらの資産を放棄しても、他の資産に対する権利には影響を与えない。

³ 裁判所が債権者に許可を与える場合を除く

4.6 有担保債権者による担保実行

リキデーションにより、会社に対する法的手続を一時停止することができるが、有担保債権者の権利に優先することはない。有担保債権者は、無担保債権者に優先して担保を実行し、その収益を回収することができる。

通常、無担保債権者は平等に支払を受けるが、優先権を有する債権者が無担保債権者に優先する。

リキデーターは会社の解散完了後、債権者総会の決議、あるいは裁判所や貿易産業省（DTI）への申し立てにより、リキデーターの役職を解かれ、リキデーターとしての全責任から解放される⁴。

4.7 任意のリキデーション

任意のリキデーションには、「株主による任意のリキデーション」と「債権者による任意のリキデーション」の2種類がある。前者は支払能力のある会社に応用され、後者は支払不能状態にある会社に応用される。したがって、任意のリキデーションは必ずしも倒産手続とは限らず、会社の再編や再建を実現する場合にも行われる。どちらの任意のリキデーションも株主の決議により開始され、裁判所は関与しない。手続上の主要な相違点は、「債権者による任意のリキデーション」では、債権者が債権者会議でリキデーターの指名を承認する点である。リキデーターを補佐するための債権者委員会が設立されることもある。

4.8 リキデーターの権限と役割

任意のリキデーションでは、取締役の権限を終了させることができる。任意のリキデーションにおけるリキデーターは、裁判所により指名されたりキデーターが有する権限（4.4参照）と同様の権限を有する。それ以外にも、リキデーションの過程で発生する問題について裁判所に助言を求める申請を行う権限など、多くの権限を有する。裁判所の命令によるリキデーションと同様に、リキデーターの一般的な役割は、資産を現金化し、債権者に対して、その資格に応じた支払を行うことである。問題資産の放棄も同様に実施できる。裁判所の命令によるリキデーションでの自動的な法的手続の停止（債権回収の停止など）は存在しないが、特定の手続の延期を裁判所に申請することができる。債権の優先順位は、裁判所の命令によるリキデーションと同様である。

⁴ 詐欺や重大な事実の隠蔽があった場合を除く

5 . アドミニストラティブ・レシーバーシップ (Administrative Receivership)

アドミニストラティブ・レシーバーシップは、厳密に言えば倒産手続ではなく、会社が支払不能状態にある場合に、担保権を有する貸主が用いる契約的な手続である。「1986年倒産法」第 72B-G 条に規定されている限定的な状況、および 2003 年 9 月 14 日以前に設定された資格のある浮動担保に関するものを除き、2003 年 9 月 15 日以降、アドミニストラティブ・レシーバーの指名は禁止されている。

アドミニストラティブ・レシーバーがアドミニストレーターの指名に同意する場合を除き、アドミニストラティブ・レシーバーの指名により、会社がアドミニストレーション手続の対象になることを防ぐことができる。

上記した例外が適用される場合、または有担保債権者が会社の（実質的な）全資産に浮動担保を有する場合、債権者はアドミニストラティブ・レシーバーを指名することにより、担保を実行することもできる。

5.1 レシーバーの役割と義務

アドミニストラティブ・レシーバーの主要な役割は、担保権付資産を回収し、現金化することである。継続企業として会社を売却するため、事業を継続する必要がある場合もある。アドミニストラティブ・レシーバーの義務は、資産を現金化する時点で合理的に達成できる範囲で最も高額な価格で売却することである。主な義務はその指名者に対するものであり、無担保債権者に対してはほとんど義務を負わず、指名者の最善の利益のために行動する権利を有する。

5.2 レシーバーシップの終了

有担保債権者や優先権を有する債権者への債務履行を含む、アドミニストラティブ・レシーバーシップに関連する全費用が支払われた直後、あるいは、最終的に担保物件が現金化された時点でアドミニストラティブ・レシーバーシップは終了する。この時点でレシーバーは活動を停止し、会社の運営権（および余剰資産）を取締役に返還する。会社がその時点で支払不能状態にあり、解散される場合には、リキデーターに返還する。無担保債権者は、リキデーションにおいて余剰資産があれば、請求を行うことになる。支払不能状態にある会社が、アドミニストラティブ・レシーバーシップとリキデーションの両方の手続を適用されることは珍しくない。

6．会社による任意のアレンジメント(Company Voluntary Arrangements)

支払不能状態にある会社の取締役は、債権者とのアレンジメント(arrangement)を提案することができる。アレンジメントとして、会社の救済計画や、債権者に対する分配などが実施される。75%以上（金額ベース）の債権者の賛同により、アレンジメントは拘束力をもつ。アレンジメントは、異議がない場合、承認後 28 日を経過した時点で全債権者に対して拘束力をもつ。

しかし、有担保債権者の同意なしに担保を実行することはできないため、有担保債権者が保有する担保に関しては、アレンジメントは拘束力をもたない。

7．和議(Schemes of Arrangement)

「1985 年会社法(the Companies Act 1985)」第 425 条に基づき、裁判所は、一定の債権者あるいは株主と会社との間で合意された「和解案あるいはアレンジメント(compromise or arrangement)」を承認できる。

このスキームは柔軟性のあるものであり、どのような種類の和解案やアレンジメントでもほとんど提案することができる。和解案やアレンジメントが、75%以上（金額ベース）の債権者の過半数により承認された場合、（その案に反対した者を含む）全債権者に対して拘束力が発生する以前に、裁判所により承認される必要がある。

8．優先する取引

8.1 不当に安価な取引：「1986 年倒産法」第 238 条

アドミニストレーターやリキデーターは、「1986 年倒産法」第 238 条に基づき、支払不能状態に陥ってから 2 年以内に行われた不当に安価な取引を無効にするよう、裁判所に申請することができる。取引として、1)贈与が行われた場合、2)受け取られた対価（金銭あるいは金銭に値するもの）が会社により提供された価値よりも異常に低い場合、不当に安価な取引であると判断される。

請求を受けた当事者は、第 238 条に基づき、1)その取引が行われた当時、会社を支払能力があった、2)その取引が誠意を持って行われ、会社利益をもたらすと信じる合理的な理由が存在した、ことを証明できれば抗弁することができる。

8.2 優先取引：「1986 年倒産法」第 239 条

アドミニストレーターやリキデーターは裁判所に申請することで、以下の全ての条件を満たす取引を無効にすることができる。

- ・ 支払不能状態に陥ってから 6 ヶ月⁵以内に行われた
- ・ リキデーション実施時に優位になるような影響を債権者や保証人に与える
- ・ 実際に債権者や保証人が優位になるような影響を会社が受けた

請求を受けた当事者は、第 239 条に基づき、会社に支払能力があったことを証明することで、抗弁することができる。

8.3 債権者から詐取する取引

「1986 年倒産法」第 423 条の下では、リキデーター⁶は裁判所に申請することで、次のような取引を無効にすることができる。取引時に会社が支払不能状態にあったかどうかは関係ない。

- ・ 債権者から請求中、もしくは請求される可能性がある資産を、債権者が回収できなくするような取引を、会社が「不当に安価な価格(at an undervalue)」で行った場合
- ・ 債権者の請求に関連する利益を侵害するような取引を、会社が不当に安価な価格で行った場合

「不当に安価な価格での取引」は、「1986 年倒産法」倒産法第 423 条に定義されているが、同法第 238 条でも同様の定義が定められており、“ 対価が欠如しているか ” もしくは“ 対価が適切であるか ” が論点となっている。第 423 条でのみ規定されている主な条項を以下に示す。

- ・ 第 423 条に基づいて取引を無効にするためには、資産を債権者が回収できないようにするため、あるいは、債権者の利益を侵害するために会社が行った取引を行ったことを、裁判所に対して主張立証する必要がある。
- ・ アドミニストレーターやリキデーターだけではなく、「当該取引の犠牲者」も、倒産手続きにおける救済措置を実施することができる。その際、会社に対して正式な倒産手続きが適用されている必要はない。

⁵ 関係者間の取引の場合には 2 年間に延長される

⁶ 会社がリキデーションの途中でない場合、裁判所の許可が存在する場合には、「当該取引の犠牲者(victim of the transaction)」による申請も認められる

8.4 浮動担保の回避：1986 年倒産法第 245 条

支払不能状態に陥ってから 12 ヶ月以内⁷に設定された浮動担保は、担保設定以降に新しく金銭、製品、サービスなどが貸し付けられた場合や負債額の減額が行われた場合を除き、無効である。

一方、会社が「1986 年倒産法」第 245 条に基づいて取引の有効性を主張する場合、担保設定時、会社が支払能力を有し、担保設定の効果を検討したことを証明する必要がある。

9．取締役の個人的責任

取締役は「1986 年倒産法」に基づき、支払不能状態にある会社の負債に関する様々な民事および刑事責任を負う可能性がある。「取締役(director)」には、取締役に指示を与え、実質的に経営を行う人物⁸を含む。

取締役が負う主なリスクを次節以降説明する。

9.1 義務違反：1986 年倒産法第 212 条

役員やリキデーター、アドミニストラティブ・レシーバーが会社の金銭・資産を不正に使用・着服したり、不法行為や信任義務違反を犯したりした場合、「1986 年倒産法」第 212 条に基づき、リキデーター、債権者あるいは株主は、不正に使用された会社の金銭・資産を返還するように、裁判所に申し立てることができる。この制定法上の条文は、取締役の判例法上の信認義務違反を補完するものである。

9.2 詐欺的取引：1986 年倒産法第 213 条

リキデーターは、「1986 年倒産法」第 213 条に基づき、債権者から詐取するような詐欺的取引を行った当事者（取締役や影の取締役に限らず）に対して、会社に対して負担金を支払うよう裁判所に申請することができる。同条項では、詐欺的取引の定義を「商業に携わる者の間における現在の公正な取引の概念に基づいて、道徳的に真に非難されるべき不誠実な取引」と定めている。

第 213 条に基づき裁判所への申請が行われ、承認された場合、同法第 458 条に基づき、債権者から詐取するような詐欺的取引を行った当事者に刑事罰が与えられる。

⁷ 関係者に利益を与えるような取引の場合、2 年間に延長される

⁸ いわゆる「影の取締役(shadow directors)」。個人だけでなく、会社の場合もある。

9.3 不正取引：1986 年倒産法第 214 条

リキデーターは、「支払不能によるリキデーションを回避する合理的な見込みがないことを会社が認識していたか、またはそのように結論すべきであった」時点以降、取締役(影の取締役を含む)の役職に就いていた者が、劣化した会社の資産に対して弁済するように、裁判所に申請することができる。

弁済請求を受けた取締役は、会社が支払不能によるリキデーションを回避できないと認識していたか、または認識すべきであった時点以降、自身が「債権者の潜在的な損失を最小限に抑えるためのあらゆる方策を講じた」ことを証明することで、第 214 条に基づいて弁済請求に抗弁することができる。一般的に、取締役がこれを証明するためには、支払不能によるリキデーションを会社が回避できない時点で倒産手続を開始しておくことが暗に求められる。

取締役の地位を辞任することにより、必ずしも第 214 条の責任を回避することはできない。また、債権者から詐取する意図を証明する必要があることに注意が必要である。

10 . 優先権

一般的に、有担保債権者は無担保債権者に優先する。例外として、1)無担保債権者が優先権を持つ場合、2)浮動担保付資産にあらかじめ設定された権利が無担保債権者へ比例配分されている場合、無担保債権者の権利が優先される。通常、担保は設定された順に優先順位がつくが、その順位を維持するためには、通知が必要となる場合がある。資産のなかには、その順位を維持するために登録が必要となるものもある。

(植原行洋)